

結核登録票に係る活動性分類等について

1. 現状

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）では、「保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない（感染症法第 53 条の 12）。」としている。
- 「厚生労働省令で定める結核回復者」は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「施行規則」という。）により、「結核医療を必要としないと認められてから 3 年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者（施行規則第 27 条の 7）」と規定している。

2. 検討課題

- 「潜在性結核感染症」が、平成 19 年 6 月より届出基準に位置付けられたため、活動性分類の区分に追加することが必要である。
- 治療終了後、再発するまでの期間を踏まえると、結核医療を必要としないと認められてから 3 年以内としている期間について、見直す必要があるとの指摘がある。
- 治療終了後の再発患者の早期発見を目的とした経過観察の実施方法について、感染症法第 53 条の 13 に規定する結核登録票に登録されている者に対する精密検査のあり方を含め、議論する必要があるとの意見がある。

別添 1

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

（平成十年十月二日 法律第百十四号）

（結核登録票）

第五十三条の十二 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄する区域内に居住する結核患者及び厚生労働省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

- 2 前項の記録は、第十二条第一項の規定による届出又は第五十三条の十の規定による通知があった者について行うものとする。
- 3 結核登録票に記載すべき事項、その移管および保存期間その他登録票に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（精密検査）

第五十三条の十三 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法による精密検査を行うものとする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抄）

（平成十年十二月二十八日 厚生省令第九十九号）

（結核回復者の範囲）

第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから 3 年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。

活動性分類等について

(平成 17 年 3 月 31 日)

(健感発第 0331004 号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省
健康局結核感染症課長通知)

結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号)第 24 条第 1 項に規定する結核登録票に登録されている者に係る活動性分類等については、下記を参酌の上、具体的運営を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とし、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

おって、「活動性分類の運用について」(平成 7 年 12 月 26 日付け健医感発第 109 号厚生省保健医療局エイズ結核感染症課長通知)は廃止し、「地方自治法第 245 条の 9 に規定する処理基準の設定について」(平成 13 年 4 月 12 日付け健感発第 21 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の一部を次のように改正する。

第 2 を削り、第 3 を第 2 とする。

記

第 1 分類の原則

活動性分類は、結核登録票に登録されている者の管理区分を示す分類であり、最新の医師の診断(肺結核にあつては結核菌検査及び胸部エックス線検査に基づく診断、肺外結核にあつては臨床・理学的検査に基づく診断)による指示及びその診断の時期からの経過期間に基づき次のいずれかに区分されること。

- 1 活動性
結核の治療を要する者
- 2 不活動性
治療を要しないが経過観察を要する者
- 3 活動性不明
病状に関する診断結果が得られない者

第2 活動性分類の区分

登録時の活動性分類は、第3に定める登録時の結核症の主な罹患臓器、菌所見及び治療の既往を勘案し、次のいずれかに区分すること。

- 1 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・初回治療
- 2 肺結核活動性・喀痰塗抹陽性・再治療
- 3 肺結核活動性・その他結核菌陽性
- 4 肺結核活動性・菌陰性・不明
- 5 肺外結核活動性

第3 登録時の活動性分類

第2に定める登録時の活動性分類は、次に定めるところによること。

1 結核症の主な罹患臓器

結核菌が罹患した臓器により次のように分類すること。

(1) 肺結核

肺又は気管支を主要罹患臓器とする結核症。ただし、肺結核と肺外結核を合併する者は、肺結核に分類すること。

(2) 肺外結核

肺及び気管支以外の臓器を主要罹患臓器とする結核症及び粟粒結核。ただし、結核性胸膜炎、膿胸、肺門リンパ節結核及び粟粒結核は、肺外結核とすること。

2 菌所見

肺結核については、診断時の結核菌検査所見により次のように分類すること。

(1) 喀痰塗抹陽性

結核菌喀痰塗抹陽性の者

(2) その他結核菌陽性

喀痰塗抹以外の検体・検査法を用いた検査で結核菌陽性の者(喀痰塗抹陰性で培養陽性の者、気管支内視鏡検査で塗抹陽性の者、核酸診断検査で陽性の者等)

(3) 菌陰性・不明

結核菌陰性の者及び検査を行わなかった者

3 治療の既往

既往の結核に対する化学療法の実施状況により次のように分類すること。

(1) 初回治療

(2)以外の者

(2) 再治療

結核に対する化学療法を過去に1月以上受け、かつ、その治療終了後2月以上経過している者

第4 区分の変更等

分類の変更等については、次の基準によること。

1 不活動性

治療を終了した者は、不活動性に分類を変更すること。

2 活動性不明

最近1年以内の病状に関する診断結果が得られない者は、活動性不明に分類を変更すること。

3 菌所見

治療開始後6月以内に第3の2の(2)に定めるその他結核菌陽性又は同2の(3)に定める菌陰性・不明の者でより若い番号の所見が得られた場合には、これに変更すること。

第5 登録の削除

1 結核登録票に登録されている者が次のいずれにも該当しない場合は、職権により登録を取り消す(講学上の撤回)こと。

(1) 結核患者

(2) 結核医療を必要としないと認められてから3年以内の者

(3) 結核再発のおそれが著しいと認められる者

2 結核患者の診断に係る疾患の原因となっている病原体等が非定型抗酸菌(非結核性抗酸菌)その他の非結核性のものであることが判明した場合は、結核予防法の適用はなく、登録は無効であること。当初から1のいずれにも該当しないことが事後に判明した場合も、同様とすること。